

環境厚生委員会資料

病 院 局
令和7年6月25日・26日

■ 条例案 1 件

第 82 号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
[関係分]・・・1

■ 予算案 1 件

第 96 号議案 令和7年度島根県病院事業会計補正予算（第1号）・・・4

■ 報告事項 1 件

県立病院経営改善実行プランについて・・・5
【別冊資料】
・中央病院経営改善実行プラン 2025
・こころの医療センター経営改善実行プラン 2025

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（病院局所管分）

1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正する条例（下線(3)が病院局所管条例）

- (1) 職員の育児休業等に関する条例
- (2) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 病院局所管条例の改正の概要

部分休業制度^{※1}の拡充に伴う、給与の減額に係る規定の整備

※1 部分休業制度：育児のために勤務しないことを認める制度

改 正 前	改 正 後
① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内	① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② <u>1 年につき管理者が指定する時間^{※2}を超えない範囲内（拡充）</u> ※2 知事部局の「職員の育児休業等に関する条例」に準じて <u>10日</u> 相当とする。（「島根県病院局職員就業規程」に規定）

4 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(参考)

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(第3条関係)

改 正 後	改 正 前
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月13日 島根県条例第29号 第1条～第23条　〔略〕	第1条　〔略〕 (給与の種類) 第2条　病院局の企業職員（以下「病院局職員」という。）で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3　〔略〕 第3条　〔略〕 (給料の調整) 第4条　病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。 第5条～第14条　〔略〕 (休日勤務手当) 第15条　職員には、正規の勤務日が休日又は代休日（以下「休日等」という。）に当たっても正規の給与を支給する。 2　〔略〕 第16条～第22条　〔略〕 (特定職員についての適用除外) 第23条　〔略〕 2　〔略〕

(給与の減額)

第24条 〔略〕

- 2 職員が介護休暇、介護時間、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第25条～第29条 〔略〕

附 則 〔略〕

- 3 第6条から第9条まで、第11条及び第13条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 職員が介護休暇、介護時間、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年島根県条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第25条～第29条 〔略〕

附 則 〔略〕

令和7年度島根県病院事業会計補正予算(第1号)
(6月補正予算)

1. 概 要

島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正による病院事業管理者の給料月額の改正に伴う給与費の増

2. 予 算

(1) 県立中央病院

(単位:千円)

科 目	補正前	補正額	補正後	概 要
(収益的支出)				
1 中央病院事業費用	22,684,689	107	22,684,796	病院事業管理者の給料月額の改正に伴う給料及び期末手当等の増
2 医業費用	21,935,837	107	21,935,944	
3 うち給与費	10,928,397	107	10,928,504	

(2) 県立こころの医療センター

(単位:千円)

科 目	補正前	補正額	補正後	概 要
(収益的支出)				
1 こころの医療センター事業費用	3,084,182	10	3,084,192	病院事業管理者の給料月額の改正に伴う給料及び期末手当等の増
2 医業費用	2,954,544	10	2,954,554	
3 うち給与費	1,964,278	10	1,964,288	

※改正時期 令和7年8月1日

中央病院経営改善実行プランについて

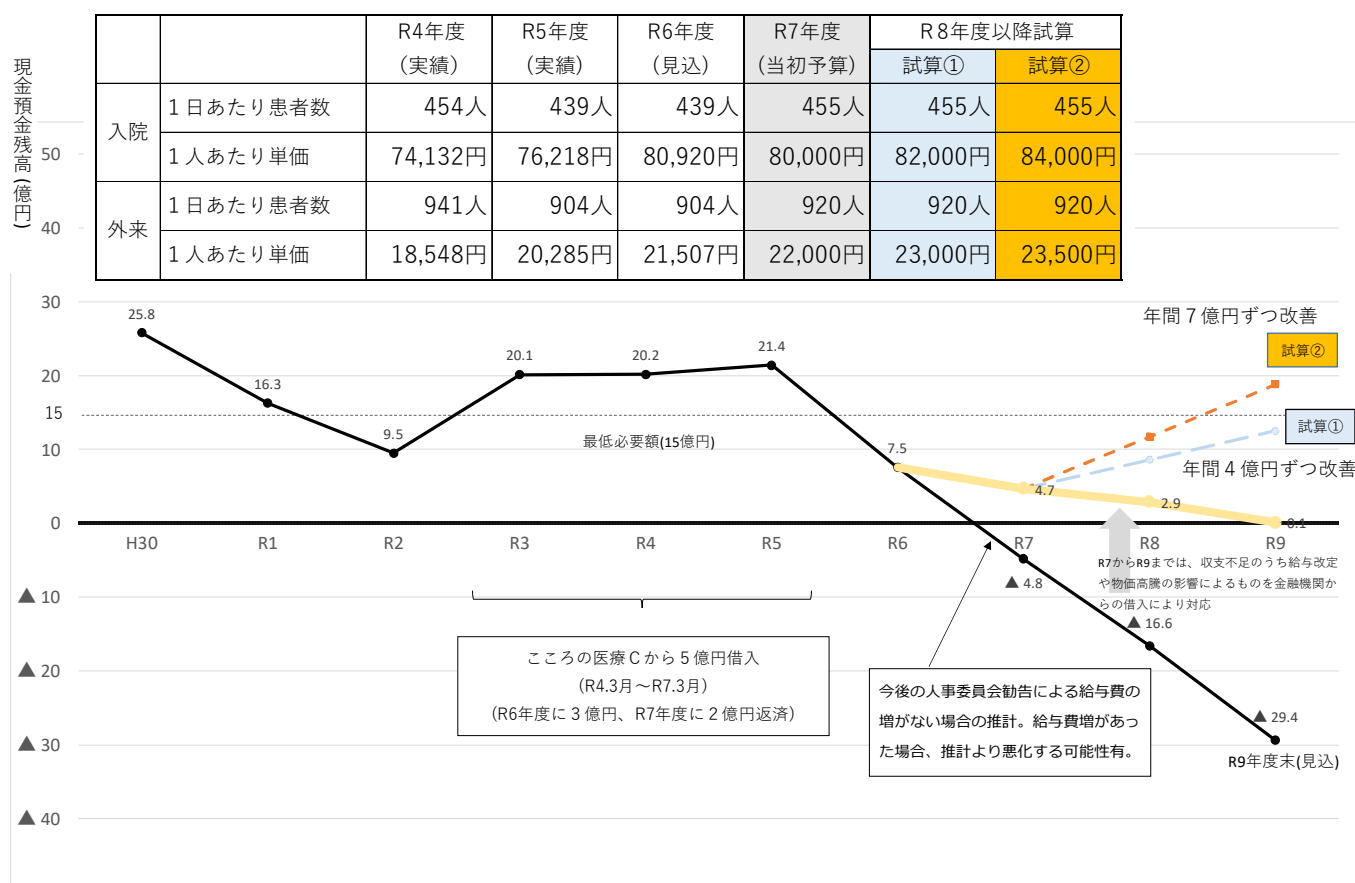
1 経緯

- 総務省が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和6年3月に「島根県立病院経営強化プラン」を策定。
- 具体的な取組を示した「中央病院経営改善実行プラン」は毎年度作成しており、令和7年度版は4月に策定。
- 持続可能な病院経営を確保するため、「中央病院経営改善実行プラン」に記載した取組を進め、病院一丸となって収支改善に取り組む。

2 収支シミュレーション

- 入院外来収益はR7当初予算、支出はR6決算見込額をベースとして推計した場合、R7には現金預金残高が枯渇する見込みとなる。(黒線)
- 収支不足のうち、給与改定や物価高騰などの外的要因によるものについては、R7に新設された病院事業債(経営改善推進事業)による借入を行い、現金預金の枯渇を防ぐ。(黄色線)
- 合わせて、経営改善実行プランに基づく経営改善の取組を進めることにより収支改善に努める。(水色線、橙線)
- また、給与費、物価高騰への適正な対応を国に働きかけていく。

中央病院 現金預金残高の推計



3 経営改善実行プランに基づき取り組む事項

(1) 入院患者確保

- ・ 予定入院患者の増
(手術数増加への取組やベッドコントロールの適正化等)
- ・ 患者数の増加への取組
(二次医療機関からの紹介患者の増加、医師会との連携等)
- ・ 経過観察入院の推進 ・ 周産期医療提供の充実
- ・ 高機能ドック利用促進のための取組実施 ・ 患者サービスの向上
- ・ 対外的な連携の取組
(広報の推進、地域医師会との連携、島根大学医学部附属病院との
連携強化と役割分担) など

(2) 医療の質の向上に向けた取組（診療報酬単価のさらなる向上）

- ・ 外来診療の適正化・効率化（逆紹介に係る定期フォロー実施等）
- ・ 病棟再編等によるスペースの有効活用
- ・ ハイケアユニット病床の適正運用 など

(3) 人員確保・人材育成と働きやすい職場環境づくり

- ・ 中長期的な病院機能等を踏まえた医師の確保
- ・ 病院機能維持向上のためのメディカルスタッフの確保・育成
- ・ 病院経営に携わる人材の育成
- ・ 業務の効率化（ICT、RPA等の活用）
- ・ 働きやすい職場環境づくり（働き方改革の実施） など

(4) 予防医療の推進

- ・ 高機能ドックの利用促進のための取組実施
- ・ 市民公開講座（出前講座）の開催 など

(5) 意識改革の徹底

- ・ 管理者及び院長による各診療科等ヒアリングの実施
- ・ 経営状況や経営改善計画・経営分析の共有
- ・ 部署ごとの目標の設定 など

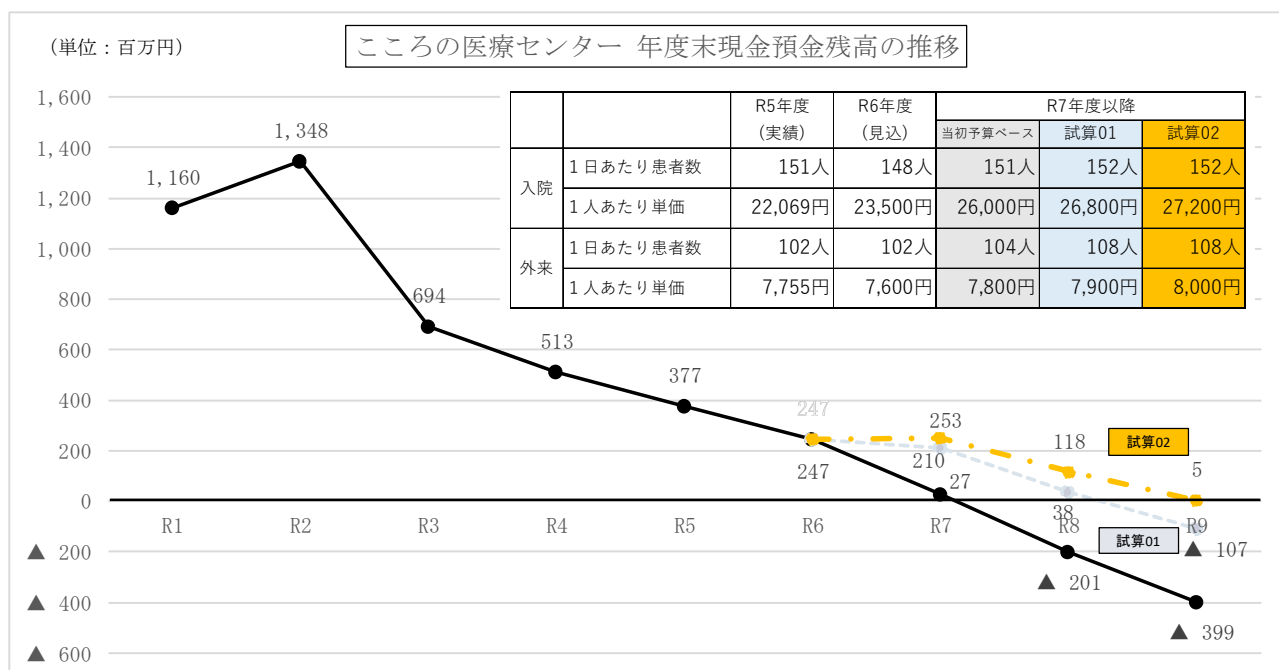
こころの医療センター経営改善実行プランについて

1 経緯

- 総務省が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和6年3月に「島根県立病院経営強化プラン」を策定。
- 経営改善に向けた具体的な取組を示した「こころの医療センター経営改善実行プラン」について、令和6年度（令和7年3月）に策定、それをベースに今年度の暫定版を作成した。令和6年度決算等を踏まえ、今後正式版を作成する。
- 持続可能な病院経営を確保するため、「こころの医療センター経営改善実行プラン」に記載した取組を進め、病院一丸となって収支改善に取り組む。

2 収支シミュレーション

- R6決算見込額をベースに推計した結果では、R8には現金預金残高が枯渇する見込みとなる。（黒線）
- 経営改善実行プランに基づく経営改善の取組を進めることにより収支改善に努める。
 - 試算01は取組による収入の改善を反映（水色線）
 - 試算02は01よりも踏み込んだ収入の改善に加え、費用削減の取組も併せて実施（橙線）
- また、給与費、物価高騰への適正な対応を中央病院同様国に働きかけていく。
- なお、経営改善に向けた取組を実施しても運営に係る資金確保が十分でない場合に備え、中央病院同様「病院事業債（経営改善推進事業）」の活用についても検討する。



(1) 意識改革の徹底

- ・ 経営状況説明会の適時開催

- ・ 経営情報の定期的な院内発信 など

- ・ 入院患者の増加に向けた外来診療体制の見直し

- ・ 児童思春期部門のあり方検討

- ・ 患者の年齢・疾病構成、通院ニーズの現状に即した医療提供体制等の見直し

- ・ R 6 診療報酬改定を踏まえた施設基準等の確保及び取得

- ・ 広報の推進

- ・ 業務効率化による時間外勤務の縮減

- ・ 光熱水費の削減

- ・ 委託料の見直し

- ・ 診療体制の見直し

- ・ 外部コンサルタントの活用

・ 県立病院課・中央病院との連携